

民間給与実態統計調査の 見直し後の公表について

【令和5年9月における見直し後の公表内容】

令和4年分調査から、新たな復元推計手法（見直し後の復元推計手法）を実施して作成する調査結果（統計表）及びトピック（概要）について公表するとともに、既に公表している平成26年分から令和3年分の調査結果についても、新たな復元推計手法に基づいて遡及して再計算を行い、再計算結果について、参考として併せて公表する。

なお、令和5年9月における公表予定の内容は以下のとおり。

1 趣旨・背景

総務省統計委員会の建議「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日）」では、統計作成プロセスの適正化に向け、「PDCAサイクルによるガバナンスの確立」が求められており、統計改革推進会議・統計行政新生部会が公表した「統計行政の新生に向けて（令和元年12月24日）」においては、各府省が調査統計を作成する場合、「統計作成プロセスの不断の改善を行う」こと及び「問題の発見に努め、発見された場合は速やかに改善する」ことが求められている。

国税庁においては、従来、所管する統計調査等について、随時、統計に関する専門家と議論しつつ、復元推計手法の改善に向けた検討を始め、その品質向上を目的とした自主的な検証作業等を実施してきたところであるが、令和3年7月、統計委員会からの建議及び統計改革推進会議が公表した政府方針を踏まえ、PDCAサイクルに基づくガバナンスの確立に向け、「国税庁所管統計の整備に関する検討会」を組織するとともに、民間給与実態統計調査の更なる質の向上を目指した定常的な検討・議論を進めてきた。

今般、民間給与実態統計調査の見直し内容が取りまとまったことから、令和4年分調査から新たな復元推計手法を適用して調査を実施し、その調査結果を公表する。併せて、過去の調査結果（平成26年分から令和3年分）についても新たな復元推計手法を遡及して適用し、その調査結果を参考として公表する。

今後も、民間給与実態統計調査の更なる品質向上を目指し、検討・議論を行っていくこととする。

2 新たな推計手法の概要等

「母集団名簿の整備」

- よりの確な母集団サイズを推計するため、標本に含まれる調査対象外事業所について、復元推計へ適切に反映させる。
- また、調査の基準日における目標母集団を対象として復元推計を行う。

「階層が異なることとなった事業所への対応」

- 標本として抽出した時点の階層と、調査の基準日における階層が異なる事業所が存在することから、より適切な復元推計を行うため、標本として抽出した時点の階層の抽出率で計算を行う。

「無回答の処理方法による過大復元の是正」

- 低階層の事業所を中心とした未回収割合に関する有意な差を補正するため、税務データを副次的情報として活用等した計算を行う。

「従来の統計作成手法の見直し」

- 税務データを活用した欠測値補完などの手法を採用し、労働力調査をベンチマークとした従来の処理を廃止する。

「その他」

- 令和4年分調査に加えて過年分調査に関して遡及して再計算する場合は、過年分調査時に適用した給与所得者の復元方法や集計内容についても併せて見直しを行う。
 - (平成27年分以降) 事業所規模の表章区分「10人未満」について、「1～4人」及び「5～9人」へ細分化。
 - (令和元年分以降) 従来の復元方法（標本抽出率の逆数を乗じる方法）から、「事業所用の調査票」に記載された「実際の給与所得者数」を用いて復元する方法に変更。
 - (令和2年分以降) 「乙欄適用者」を除いた統計表を集計・公表。

3 公表する調査結果（統計表）（1 / 5）

令和4年分調査、及び参考として公表する過年分調査（平成26年分から令和3年分）の統計表は以下のとおり。

第1表 給与所得者数・給与額・税額 ※累年比較している箇所は令和4年分調査のみ作成

第2表 給与所得者数・給与額・源泉徴収義務者数

- その1 企業規模別・事業所規模別
- その2 業種別・事業所規模別

- その3 業種別・企業規模別

第3表 給与階級別の総括表

- その1 1年を通じて勤務した給与所得者
- その2 1年未満勤続の給与所得者
- その3 累年比較（給与所得者数） ※令和4年分調査のみ作成
- その4 累年比較（給与所得者の構成比） ※令和4年分調査のみ作成
- その5 累年比較（給与総額） ※令和4年分調査のみ作成

- その6 累年比較（平均給料・手当） ※令和4年分調査のみ作成
- その7 累年比較（平均賞与） ※令和4年分調査のみ作成
- その8 累年比較（平均給与） ※令和4年分調査のみ作成
- その9 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く）
- その10 1年未満勤続の給与所得者（乙欄適用者を除く）

第4表 事業所規模別及び給与階級別の総括表

- その1 給与所得者数
- その2 給与総額
- その3 平均給与
- その4 1年未満勤続の給与所得者数

- その5 給与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その6 給与総額（乙欄適用者を除く）
- その7 平均給与（乙欄適用者を除く）
- その8 1年未満勤続の給与所得者数（乙欄適用者を除く）

第5表 事業所規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額

- その1 事業所規模 1～4人
- その2 事業所規模 5～9人
- その3 事業所規模 10人未満
- その4 事業所規模 10人以上
- その5 事業所規模 30人以上
- その6 事業所規模 100人以上

- その7 事業所規模 500人以上
- その8 事業所規模 1,000人以上
- その9 事業所規模 5,000人以上
- その10 事業所規模 30人以上計
- その11 事業所規模 合計

民間給与実態統計調査の見直し後の公表について

(続き) 公表する調査結果 (統計表) (2 / 5)

第6表 企業規模別及び給与階級別の総括表

(合計、役員、正社員(正職員)、正社員(正職員)以外(パート・アルバイトなど)) ※令和2年分以前は合計、役員、正規、非正規

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 1年未満勤続の給与所得者数

その5 給与所得者数(乙欄適用者を除く)

その6 給与総額(乙欄適用者を除く)

その7 平均給与(乙欄適用者を除く)

その8 1年未満勤続の給与所得者数(乙欄適用者を除く)

第7表 企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額

(合計、役員、正社員(正職員)、正社員(正職員)以外(パート・アルバイトなど)) ※令和2年分以前は合計、役員、正規、非正規

その1 企業規模 個人 ※役員は除く

その2 企業規模 資本金2,000万円未満の株式会社

その3 企業規模 資本金2,000万円以上の株式会社

その4 企業規模 資本金5,000万円以上の株式会社

その5 企業規模 資本金1億円以上の株式会社

その6 企業規模 資本金10億円以上の株式会社

その7 企業規模 株式会社計

その8 企業規模 その他の法人

その9 企業規模 合計

第8表 業種別及び給与階級別の総括表

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 1年未満勤続の給与所得者数

その5 給与所得者数(乙欄適用者を除く)

その6 給与総額(乙欄適用者を除く)

その7 平均給与(乙欄適用者を除く)

その8 1年未満勤続の給与所得者数(乙欄適用者を除く)

第9表 業種別及び給与階級別の給与所得者数・給与額

その1 業種 建設業

その2 業種 製造業

その3 業種 卸売業、小売業

その4 業種 宿泊業、飲食サービス業

その5 業種 金融業、保険業

その6 業種 不動産業、物品賃貸業

その7 業種 運輸業、郵便業

その8 業種 電気・ガス・熱供給・水道業

その9 業種 情報通信業

その10 業種 学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業

その11 業種 医療、福祉

その12 業種 複合サービス事業

その13 業種 サービス業

その14 業種 農林水産・鉱業

その15 業種 合計

民間給与実態統計調査の見直し後の公表について

(続き) 公表する調査結果 (統計表) (3 / 5)

第10表 事業所規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 給与所得者数 (乙欄適用者を除く)

その5 給与総額 (乙欄適用者を除く)

その6 平均給与 (乙欄適用者を除く)

第11表 企業規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 給与所得者数 (乙欄適用者を除く)

その5 給与総額 (乙欄適用者を除く)

その6 平均給与 (乙欄適用者を除く)

第12表 業種別及び年齢階層別の給与所得者数

その1 1年を通じて勤務した給与所得者

その2 1年を通じて勤務した給与所得者 (乙欄適用者を除く)

第13表 事業所規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 給与所得者数 (乙欄適用者を除く)

その5 給与総額 (乙欄適用者を除く)

その6 平均給与 (乙欄適用者を除く)

第14表 企業規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 給与所得者数 (乙欄適用者を除く)

その5 給与総額 (乙欄適用者を除く)

その6 平均給与 (乙欄適用者を除く)

第15表 業種別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額

その1 1年を通じて勤務した給与所得者

その2 1年を通じて勤務した給与所得者 (乙欄適用者を除く)

第16表 給与階級別の納税者数・非納税者数

その1 1年を通じて勤務した給与所得者

その2 1年未満勤続の給与所得者数

その3 1年を通じて勤務した給与所得者 (乙欄適用者を除く)

その4 1年未満勤続の給与所得者 (乙欄適用者を除く)

民間給与実態統計調査の見直し後の公表について

(続き) 公表する調査結果 (統計表) (4 / 5)

第17表 給与階級別の諸控除 (合計、男性、女性) その1 総括表	その2 扶養人員別の社会保険料及び生命保険料控除	
第18表 給与階級別の扶養人員別表 その1 配偶者控除のある納税者 その2 配偶者控除のない納税者 その3 配偶者控除のある非納税者 その4 配偶者控除のない非納税者	その5 その1～4の合計 その6 年末調整を行った1年未満勤続者 その7 年末調整を行った1年未満勤続者のうち納税者 その8 年末調整を行った1年未満勤続者のうち非納税者	
第19表 給与階級別年末調整を行わなかった給与所得者数・給与額・税額 その1 1年を通じて勤務した給与所得者 その2 1年未満勤続の給与所得者	その3 給与額が2,000万円を超える給与所得者数・給与額等 その4 給与額が2,000万円を超える者の扶養人員別表	
(参考) 第1表 国税局別・事業所規模別・企業規模別及び業種別の給与所得者数		
(参考) 第2表 国税局別及び事業所規模別の給与所得者数・給与額 その1 給与所得者数 その2 給与総額 その3 平均給与		その4 給与所得者数 (乙欄適用者を除く) その5 給与総額 (乙欄適用者を除く) その6 平均給与 (乙欄適用者を除く)
(参考) 第3表 国税局別及び企業規模別の給与所得者数・給与額 その1 給与所得者数 その2 給与総額 その3 平均給与		その4 給与所得者数 (乙欄適用者を除く) その5 給与総額 (乙欄適用者を除く) その6 平均給与 (乙欄適用者を除く)

(続き) 公表する調査結果 (統計表) (5 / 5)

(参考)

第4表 国税局別及び業種別の給与所得者数・給与額

その1 1年を通じて勤務した給与所得者

その2 1年を通じて勤務した給与所得者 (乙欄適用者を除く)

(参考)

第5表 国税局別及び給与階級別の納税者数・非納税者数

その1 札幌国税局

その2 仙台国税局

その3 関東信越国税局

その4 東京国税局

その5 金沢国税局

その6 名古屋国税局

その7 大阪国税局

その8 広島国税局

その9 高松国税局

その10 福岡国税局

その11 熊本国税局

その12 沖縄国税事務所

(参考)

第6表 国税局別の給与所得者数・給与額

4 公表するトピック（概要）

令和5年9月に公表する際、調査結果（統計表）と併せて作成・公表するトピック（概要）については、見直し前の民間給与実態統計調査の調査結果との比較を容易にする等の観点から、これまで公表時に作成・公表していた「調査結果の概要」と同様の内容とする。

なお、時系列の表を作成している場合は、新たな復元推計手法に基づいて、過年分調査に遡及することとする平成26年分以降の調査結果を掲載する。

I 民間給与の動向

- 1 給与所得者数
- 2 給与総額及び税額

II 1年を通じて勤務した給与所得者

- 1 給与所得者数及び給与総額
- 2 平均給与
- 3 給与階級別分布
- 4 税額
 - (1) 納税者数及び税額
 - (2) 給与階級別の税額
- 5 年末調整を行った者
 - (1) 年末調整を行った者の数及び扶養人員等
 - (2) 配偶者特別控除
 - (3) 保険料控除

民間給与実態統計調査の見直し後の公表について

5 標準誤差率の算出式と標準誤差率を求める調査項目

公表する標準誤差率の算出式と標準誤差率を求める調査項目については以下のとおり。

記号の定義		算出式
母集団・有効回答事業所・推定値 N_H 規模 H の母集団事業所数 n_H 規模 H の有効回答事業所数 $\hat{\theta}_H$ 全ての有効回答事業所を使用して計算した規模 H の推定値 $\hat{\theta}_{H(i)}$ 有効回答事業所 i を除いて計算した規模 H の推定値		$\hat{V}(\hat{\theta}_H) = \left(1 - \frac{n_H}{N_H}\right) \frac{n_H - 1}{n_H} \sum_{i=1}^{n_H} (\hat{\theta}_{H(i)} - \hat{\theta}_H)^2$ $SE_H = \sqrt{\hat{V}(\hat{\theta}_H)}$
計算値 $\hat{V}(\hat{\theta}_H)$ 規模 H の推定値の分散 ※リサンプリング法（ジャックナイフ法）により算出 SE_H 規模 H の推定値の標準誤差		

標準誤差率（単位：％）

※ 平成26年分から令和4年分までそれぞれ作成

事業所規模別	給与所得者数	給料・手当	賞与	給与	税額
10人未満	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
5,000人以上	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
計	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX